

## 国・地方会議（仮称）法案要綱（地方案）の基本的な考え方

### 1 会議の目的

以下の2つを会議の目的とする。

- 1 国民主権の充実のためにも、地域における住民主体の行政の確立のための国・地方のあり方を検討し、地方分権を推進する。
- 2 国が企画・立案する施策の多くを地方が実施しているが、立案される施策と現場の実態との間にずれが生じ、多くの無駄・矛盾・手戻りが発生した。施策立案段階から国・地方が緊密に連携することにより、行政の無駄を無くし効果的な施策の制度化を図る。したがって、内閣と地方の「行政」調整を行う会議となる。

（「国・地方無駄とり会議」的なものとする。）

- また、単に地方から政府に陳情・要望する場ではなく、政府と地方が対等の立場から双方に企画立案の提案を行う場とする。

### 2 会議の構成

会議は、議長である内閣総理大臣を中心に、政府と、法的に明確な位置づけのある地方の全国的連合組織の代表者から構成し、以下のとおりとする。

- 議長：内閣総理大臣
- 副議長：地方議員から選出
- 議員：内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、総理が指定する大臣

「地方公共団体の長及び議会の長の全国的連合組織」の代表者  
議長が認める臨時議員

※ 法制上の協議の場であるため、地方の代表は、法的に明確化（地方自治法263条の3）された全国的連合組織の代表者

- 会議は議長が、協議に付すべき事項を示して招集、地方議員は招集を請求できる。
- 地方の首長等と政務三役など、政治レベルで交渉を積み重ねていくため、分科会議を置く。

### **3 会議の対象事項**

- 政府は、地方に関連する重要な施策の企画・立案をしようとする場合、協議しなければならない。
- 協議事項を明確化するため、「地方財政計画の基本的な内容に関するもの」など14項目を列挙している。こうした事項について分科会議により議論を重ねることになるが、協議事項については財政に関する項目を含め、今後疑義が生じないよう、できるだけ詳細にした。

### **4 会議決定のプロセスと拘束力**

- 原則として、全員一致をもって議決。ただし、議員全員が了解した事項は、別途政令で定める方法で議決。
- 議員は、議員全員の一致が得られないときは、再議を求めることができる。
- 議員は決定された結果を尊重。
- 形式的ではなく実質的な協議を行うため、分科会議において十分協議を行う。

### **5 会議の結果の取扱い**

- 調整が整わなかった事項に関し、国・地方はそれぞれ国会に意見書を提出。
- 法令違反と認めるときなど、合理的理由がある場合に審査の申し出ができるよう、国地方係争処理委員会の拡充などにより、第三者による仲裁が行われる制度を設ける。